

乗務員安全服務規程

株式会社シグマ観光サービス
バス事業部

(目的)

第1条 この規程は、当社の安全運行の確保を図るため、乗務員が服務上守らなければならない事項を定めるものとする。

(乗務員の心構え)

第2条 乗務員は、常に交通法規を守り、安全運転に努めるとともに、この規程及び運行管理者又は補助者の指示及び注意に従わなければならない。

(健康の保持)

第3条 乗務員は、安全運転を行うため常に『事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル』を参考にして健康を保持し、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 私生活を正しくし、明朗化に努めること。
- (2) 常に十分な睡眠をとるよう心掛けること。
- (3) 勤務日前日の飲酒は社内規則に従う他、勤務中及び勤務による宿泊日の飲酒は絶対にしないこと。
- (4) 同僚との和をはかり、明るい職場づくりに努めること。

(服装)

第4条 乗務員は、運転業務に適した服装をし、常に清潔に留意しなければならない。

(運行前の準備)

第5条 乗務員は、あらかじめ指示された勤務内容に基づき出勤し、運転を行うに先立って、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 〈日常点検〉・・・運行前の点検を基準に従い確実にを行い、日常点検表に記録し提出すること。
- (2) 〈搭載物品〉・・・非常信号用具（赤旗、発煙筒、赤色灯）及び消火器、応急修理用具、故障時の停止表示器材、スペアタイヤ等の備付けの確認をすること。
- (3) 〈乗務前点呼〉・・・運行管理者又は補助者の点呼を受けること。
- (4) 〈酒気確認〉・・・アルコール検知器を使用して測定値を確認し、酒気帯びの有無を報告すること。
- (5) 〈携行品〉・・・運転免許証を提示し、運行指示書（内容）、車両の鍵、E・T・Cカード、氏名札デジタルタコグラフチップ等の携行品の確認をすること。

(過労等の申出)

第6条 乗務員は点呼時及び勤務中に過労、病気、飲酒その他の理由で安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出なければならない。

(乗務後の点検・乗務記録・点呼)

第7条 乗務員は、乗務が終了したときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 車両の点検を行い点検表に記録すること。
- (2) 乗務記録紙、運行記録紙に記録すること

(3) 必ずアルコール検知器を使用し、その測定結果を点呼時に運行管理者に報告すること。

(4) 運行管理者の点呼を受け、点検表、乗務記録表、運行記録表を提出すること。

(安全運転義務)

第8条 乗務員は、安全運転と確実な運行及び旅客の保護に万全を期するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 酒気を帯びて乗務してはならない。

(2) 車内で喫煙してはならない。

(3) 旅客が現存する車両の走行中は、職務に必要な事項以外の話（雑談）をしてはならない。

(4) 旅客の現存する車内に、火薬類、揮発油類その他危険物を持ち込み、輸送してはならない。

(5) 乗降扉を閉じた後でなければ発車してはならない。

(6) 乗降扉は、停車前に旅客の乗降のために開いてはならない。

(7) 坂道において車両から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

(8) 運行中に車両に重大な故障を発見し、又は重大な故障が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止し、運行管理者に報告して必要な指示を受けること。

(9) 出発時、乗客にシートベルト着用案内及び確認をすること。

(異常気象時対策)

第9条 異常な気象、天災その他の事変における安全な運行を確保するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 路面が積雪又は凍結しているときは、滑り止め用のチェーンを着装すること。

(2) 濃霧、降雪、豪雨等で視界が悪いときは、車幅灯、霧灯の点灯、低速走行、適宜警音器を使用する等により、対向車、歩行者に特に注意して走行すること。

(3) 異常な気象又はこれに伴う災害により、運行継続は危険または不可能と認めるときは、一時安全な場所に停止し、運行管理者に報告し、指示を受けてしかるべき処置をとること。

(遅延措置)

第10条 乗務員は、運行時間に予定より著しい遅延が生じたときは、次に掲げる事項を運行管理者に報告しなければならない。

(1) 遅延した時間

(2) 遅延の原因

(3) その他必要な事項

(事故の処理)

第11条 乗務員は、交通事故、車両故障、天災その他の事故が発生し、運行を中断したときは、直ちに次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 旅客に対して適切な指示、誘導を行い、避難させること。

(2) 警察署及び運行管理者に電話その他の方法で速やかに報告し、必要な指示を受けること。

(3) 死傷者が生じた場合は、他の処置に優先して応急手当を行い、その他救護措置をとること。

(4) 負傷が軽微で手当を辞退した被害者には、その住所、氏名、連絡先、負傷の程度を聞き取り、運行管理者に報告すること。

(不当行為の制止)

第12条 乗務員は、旅客が車内において法令の規定又は公序良俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、車内の秩序を維持するよう努めなければならない。

(乗車制限)

第13条 乗務員は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、乗車させてはならない。

- (1) 火薬類、揮発油類等の危険物その他法令で持込みが禁止されている物品を携帯しているとき。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による感染症の疾病にかかっていると認められる者であるとき。

2 前条の規定による制止又は指示に従わない旅客は、輸送の継続を拒絶しなければならない。

(清掃等)

第14条 乗務員は、常に車両の清潔を保持するため、適宜洗車、清掃を行わなければならない。

(交通違反等の報告)

第15条 乗務員は、職務の内外を問わず交通に関する法令に違反したとき又は交通事故若しくは交通違反による処分が決定したときはその旨を速やかに運行管理者に報告しなければならない。

(身上異動等の報告)

第16条 乗務員は、運転免許証の記載事項等に変更を生じたときは、速やかに当該変更事項を運行管理者に届け出なければならない。

(提案)

第17条 乗務員は、安全運行に関する意見を積極的に運行管理者に提案するよう努めなければならない。

(車掌の遵守事項)

第18条

- (1) 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。
- (2) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- (3) 事業用自動車を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告するとともに誘導すること。
- (4) 発車の合図は、旅客の安全及び事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。
- (5) 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。
- (6) 車掌の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

(附 則)

平成18年5月1日 制定実施

平成26年4月1日 改定実施

平成28年3月15日 改定実施